

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内閣府

(内閣府本府)

不当事項

補助金

- (1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(15)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)地方創生支援費 (項)沖縄政策費 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)子ども・子育て支援推進費 (項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部 局 等	沖縄総合事務局、10 都道府県
補助等の根拠	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	市8、区1、町4、村1、団体1、計15 補助事業者等
補助事業等	子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、子ども・子育て支援交付金事業等
事業費の合計	33,786,312,521 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	18,063,697,690 円
不当と認める事業費の合計	153,381,849 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	73,026,770 円

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等

を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、41 都道府県、337 市区町村及び 36 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、14 市区町村、1 団体、計 15 事業主体が実施した子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、子ども・子育て支援交付金事業等に係る国庫補助金 73,026,770 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

8 件 不当と認める国庫補助金 37,259,806 円

(2) 補助の対象とならないもの

5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 9,174,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

8 件 不当と認める国庫補助金 37,259,806 円

子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの

(7 件 不当と認める国庫補助金 35,422,951 円)

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」(平成 30 年府子本第 333 号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{ccccc}
 \boxed{\text{費用の額}} & - & \boxed{\text{利用者負担額}} & = & \boxed{\text{交付対象事業費}} \\
 & & \boxed{\text{交付対象事業費}} & \times & \boxed{\text{国庫負担率}^{(注)}} & = & \boxed{\text{交付金の交付額}}
 \end{array}$$

(注) 国庫負担率 令和元年度は 1 / 2 又は 55.2/100、2 年度は 1 / 2 又は 56.835/100、3 年度は 1 / 2 又は 57.72/100

この費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に 1 人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることなどとなっている。ただし、民間保育所等による教育・保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住するなどの給付認定子どもに対して、市町村が民間保育所等において求められる職員の年齢別配置基準等の適用を受けない保育である特例保育を提供する場合の費用の額は、市町村が内閣府との間で毎年度協議を行った上で定めている。そして、各種加算には、3 歳以上の給付認定子どもの利用定員に係る必要保育教諭等の数を超えて配置して、低年齢児を中心